

一般ADR申立チェックリスト

【申立書等／必須提出】

- 申立書 … 3部（相手方が2名の場合は4部）
- 相手方の履歴事項全部証明書（原本）… 1部
※申立人が法人の場合は、申立人の履歴事項全部証明書（原本）も 1部必要です
- 個人情報（事件記録等）のお取り扱いについて … 1部

▶ 本人以外を手続きに参加させる場合

> 弁護士を手続きに参加させる

- 委任状（原本1通）

> 親族を手続きに参加させる

- 委任状（原本1通）
- 住民票（原本1通）

→ 続柄が記載されたものをご提出ください（マイナンバーの記載は不要）

> 会社の従業員を手続きに参加させる

- 委任状（原本1通）
- 従業員証またはこれに準じる書面（原本1通）

▶ 仲裁を申し立てる場合

- 仲裁合意書（原本1通）

【証拠資料／任意提出】★いずれも3部（相手方が2名の場合は4部）ずつ作成ください

次のような書類の写しを提出していただくと、審理がスムーズになります。

- 契約書類
- 写真
- 電子メール，FAX，手紙，内容証明郵便などのやりとり

など